

【協議事項】

1 指定暴力団五代目工藤會の特定危険指定暴力団等としての指定期限の延長について（第12回指定期限延長）

（暴力団対策部）

警察本部から「指定暴力団五代目工藤會については、今月26日付けで特定危険指定暴力団等としての指定期限が満了することから、指定の延長を検討した結果、凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える要件該当暴力行為を行うおそれが継続していると判断し、指定期限を1年間延長するものである。御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「工藤會については、山口県公安委員会においても指定期限の延長に関する手続が進められているのか。」旨の発言があり、警察本部から「特定危険指定暴力団等の指定は県ごとに行うため、山口県公安委員会においても、本県と同様の手続が進められている。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 指名手配被疑者捜査強化月間の実施結果について

（刑事部）

警察本部から「10月を準備期間、11月を指名手配被疑者捜査強化月間と定め、専従班等による追跡捜査をはじめ、マスメディア等を通じた各種広報活動を推進するなど指名手配被疑者の発見・確保に向けた各種取組を実施した結果、指名手配被疑者合計32人を検挙した。検挙好事例として、宿泊施設捜査によるものや公開捜査によるもの等があった。」旨の報告があった。

公安委員から「検挙件数が前年比でほぼ倍増しているが、取組に関して前年から変更があったのか。」旨の発言があり、警察本部から「取組自体は例年とあまり変わらないが、前年よりも指名手配被疑者の数が多いことも、検挙件数が増加した一因と考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「マスメディア等を通じた各種広報活動を推進したということであるが、具体的にはどのような内容か。」旨の発言があり、警察本部から「街頭に設置された大型ビジョン、電光掲示板等を活用した広報や、月間推進本部の設置に関する取材を通じた広報などを実施した。」旨の説明があった。

公安委員から「本県指名手配被疑者のうち、懸賞金がかけている者はいるの

か。」旨の発言があり、警察本部から「本県指名手配被疑者には、捜査特別報奨金の対象事件被疑者はいない。」旨の説明があった。

公安委員から「強化月間は終了したが、引き続き、指名手配被疑者の検挙に向けた取組をお願いします。」旨の発言があった。

2 道路運送法違反事件の捜査終結について

(交通部)

警察本部から「東警察署ほか2警察署、外事課及び交通捜査課は、法定の除外事由がなく、かつ、国土交通大臣の委任を受けた地方運輸局長の許可を受けないで、8月から10月までの間、訪日外国人を自家用自動車に乗車させ、福岡県、熊本県及び大分県の観光地等へ有償で運送した道路運送法違反事件について、所要の捜査の結果、福岡市中央区居住の中国籍の男性ほか6人を立件送致し、捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「今回、被疑者らに運送を依頼した観光客には、いわゆる白タク行為が違法という認識があったのか。」旨の発言があり、警察本部から「観光客からは、いわゆる白タク行為を違法と認識した上で被疑者らに運送を依頼したとの供述は得られていない。」旨の説明があった。

公安委員から「正規のタクシーを利用せず、いわゆる白タクを利用するメリットは何か。」旨の発言があり、警察本部から「正規のタクシー料金と大きく差はないが、中国語が通じることなどにメリットを感じて依頼しているものと思われる。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者らは、本件犯行について認めているのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者らは、本件犯行について認めている。」旨の説明があった。

公安委員から「被疑者らの在留資格は何か。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者らは、永住者若しくは定住者の在留資格であり、就労制限はない。」旨の説明があった。

公安委員から「外国人であっても我が国の法律等は守ってもらわなければならない。引き続き、厳正な取締りをお願いします。」旨の発言があった。

【その他報告事項】

1 大麻施用罪の施行について

(暴力団対策部)

警察本部から「近年の大麻取締法による検挙者の増加に伴い、令和5年12月に法律が改正され、本年12月12日から身体への施用についても取締りが可能となった。大麻は、「ゲートウェイドラッグ」と称され、覚醒剤等の使用につながる危険性が高い違法薬物とされており、特に、検挙者に占める若者の割合も高いことから、この施用罪を適切に活用しながら、大麻をはじめとする違法薬物全般の取締りを進めていきたい。」旨の報告があった。